

1 回目の加盟国協議に諮られているISPM 案

ISPM 23 附属書 「検査の指針」 「栽培地検査」

* 検査 (inspection)

有害動植物が存在しているかどうかを決定するため、又は植物検疫要件に合致していることを確認するための、植物、植物生産物又はその他の規制品目の公的な目視検査

(ISPM 5「植物検疫用語集」)

本附属書に関する基本情報

取り巻く状況

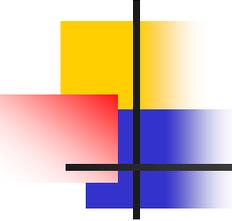
- 栽培地検査は病害虫リスクの低減措置として利用されており、複数のISPMで言及されている一方、指針が存在しないため、我が国から基準策定を提案

附属書策定の目的

- 各国の措置の調和を図るため、栽培地検査の目的、範囲、要件等を明確化する

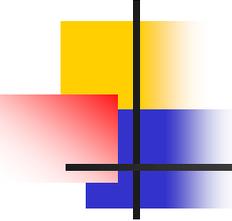
本附属書の概要

- 栽培地検査の概念、適用範囲、栽培地検査と特定サーベイランスの違い、栽培地検査適用の前提条件、具体的要件等を規定する



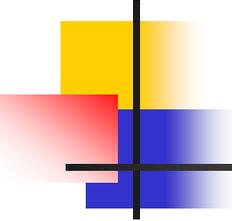
これまでの経緯

- 2022年4月 IPPC総会でトピックに追加
- 2022年11月 基準委員会が仕様書を承認
- 2023年10月 専門家作業部会が附属書案を作成
- 2024年5月 基準委員会が附属書案を修正し承認
- 2024年7-9月 1回目加盟国協議



本附属書の構成

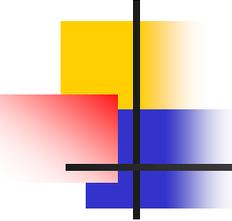
1. 栽培地検査の概念
2. 適用範囲
3. 栽培地検査と特定サーベイランスの違い
4. 栽培地検査の適用に伴う前提条件
5. 栽培地検査におけるその他の考慮事項
6. 栽培地検査の具体的要件
7. 栽培地検査の計画
8. 栽培地検査の結果
9. 文書化
10. 国家植物防疫機関の責務



1. 栽培地検査の概念

栽培地検査とは

- **ほ場**（露地、苗床、保護栽培下、管理された施設を含む）**における植物の検査**
- 有害動植物又は有害動植物の標徴や病徴を発見し、**植物検疫要件への適合性を確認するための植物検疫措置**



1. 栽培地検査の概念

- 栽培地検査は、**植物の国際的な移動に関連する病害虫リスクを直接的又は間接的に低減することを目的とした植物検疫措置**として要求されることがある
- ただし、病害虫リスク分析又は利用可能な**科学的情報に従って正当化された場合にのみ要求されるべき**
- 輸出国における**自主的な輸出検査プログラム**等においても利用することができる

2. 適用範囲

- **国際貿易のために**生産される植物のほ場における検査について記述する
- **植物検疫要件への適合性を確認するために**、国の植物防疫機関（NPPO）又は NPPOの責任のもと実施される栽培地検査の要件を規定する
- 栽培地検査の適用について**前提条件、栽培地検査の手続、関連文書の要件**を概説する

3. 栽培地検査と 特定サーベイランスの違い

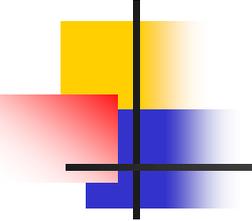
- 栽培地検査と特定サーベイランスでは目的が異なる

栽培地検査

植物上に有害動植物又はそれらの標徴や病徴を発見し、**植物検疫要件への適合性**を確認する

特定サーベイランス

ある地域における有害動植物の有無などを決定するための公的なプロセス



4. 栽培地検査の適用に伴う前提条件

- 栽培地検査の適用は、以下の前提に基づく：
 - ✓ 有害動植物が植物に寄生又は感染する可能性があり、かつ、それらが栽培地において**適切な時期に目視で発見**（標徴及び病徴を含む）が可能である
 - ✓ 栽培地検査が荷口の検査よりも、実用的又は効果的な場合がある
 - ✓ 栽培地検査で有害動植物が発見される場合、それらの植物に由来する**品目は有害動植物が存在している**可能性がある

5. 栽培地検査におけるその他の考慮事項

- ▶ 栽培地検査を適用する際には以下も考慮することができる：
 - ✓ 有害動植物ステータス
 - ✓ 有害動植物のまん延の状況
 - ✓ 有害動植物の生態
 - ✓ 植物の生育ステージ
 - ✓ 検査の時期及び頻度
 - ✓ 有害動植物の発見の難しさ 等

6. 栽培地検査の具体的要件

- 栽培地検査の具体的な要件は、以下に関するものである：

6.1 関係書類の検査

6.2 ほ場及び植物の同一性の検証

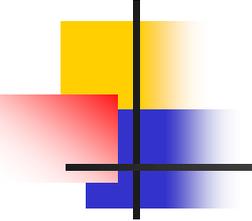
- － 検査対象となるほ場及び植物が、書類に記載されたものと一致していることを確認すべき

6.3 有害動植物の目視及び他の植物検疫要件への適合性

6.3.1 有害動植物の発見

- － 検査の対象となった有害動植物が存在するかどうかを判定するために要件に合致する検査方法が選ばれるべき

6.3.2 植物検疫要件への適合性の検証

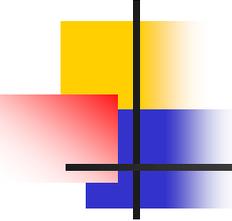


7. 栽培地検査の計画

7.1 栽培地検査プロセス

栽培地検査プロセスには、以下に関する検討を含むべき

- 栽培地検査の具体的な**目的**
- 栽培地検査が**適用される状況**
- 栽培地検査の**方法**



7. 栽培地検査の計画

7.2 栽培地検査の具体的な目的

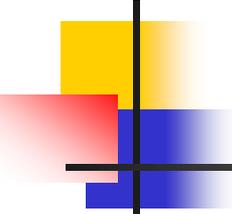
栽培地検査の具体的な目的は、栽培地検査プロセスの開始時に検討されるべき

- 輸入国の植物検疫**輸入要件を満たす**ため
- 荷口の検査において発見が困難な有害動植物のリスクを管理するため
- 荷口の検査と比較して、より高い有効性を提供するため 等

7. 栽培地検査の計画

7.3 栽培地検査が適用される状況

- 有害動植物の標徴又は病徴を目視するため **技術的に正当化**される状況を考慮すべき
 - ✓ 適切な時期及び頻度
 - ✓ 適切な手法
- 状況によっては、栽培地検査より **精密検定** などの手段が適している場合がある
- 栽培地検査の時期と頻度は、有害動植物や植物の特性を考慮すべき

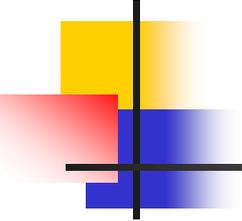


7. 栽培地検査の計画

7.4 栽培地検査の方法

栽培地検査方法は、対象となる有害動植物を検出するように設計されるべきであり、以下のひとつ以上を含むことができる

- **目視検査**により、有害動植物による標徴又は病徴を検査
- ほ場全体又は一部、必要に応じて周辺を検査 等
- 場合によっては、有害動植物の検定、同定のために植物をサンプリングする



8. 栽培地検査の結果

- 栽培地検査の結果は、植物が植物検疫要件を満たしているかどうかの判断に資する
- 有害動植物が発見される、又は植物検疫要件への適合が確認されなかった場合、追加の行動がとられるべきである
- 追加の行動は、その有害動植物又は他の目的及び状況を考慮し、判明した結果の性質等によって決定される

9. 文書化

- **国の植物防疫機関（NPPO）は栽培地検査の実施及び管理のため、又は検査記録及び結果へのアクセスのための公的文書を作成すべき**
- **NPPO 又は NPPO から権限を付与された団体は、荷口のトレーサビリティを確保するために各栽培地検査に関する全ての記録を**必要な期間保持すべき****
- これらの記録は、NPPO又はNPPOから権限を付与された団体による監査及び輸入国のNPPOが利用できるようにすべき

10. 国家植物防疫機関の責務

- 国家植物防疫機関（NPPO）の責務には、以下を含むべきである：
 - ✓ 検査官の技能と専門知識が適切な水準に維持されるように検査官を訓練する
 - ✓ 検査官が、本基準に記載された検査官に必要な要件を満たすようにする
 - ✓ ほ場及びほ場の周辺に検査官が立ち入って検査する権限を確保する
 - ✓ 必要に応じて栽培地検査手続を確認及び評価する
 - ✓ 栽培地検査に関する生産者の役割と責務を決定する